

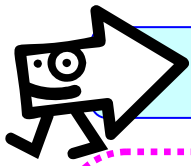
企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート株式会社

〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F

TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339

E-mail: info@cmns.jpURL: <http://www.cmns.jp>

新年度に向けて ここをチェック！

 36協定の有効期間をチェックしましょう。

労働基準法では、1週40時間・1日8時間（法定労働時間と言います）を超えて働かせてはいけなくなっています。違反した場合は6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。そこで労働基準監督署に書類を届出ることによって、この罰則が免除されます。これを「36協定」（時間外・休日労働に関する協定書）といいます。36協定は、一般的に1年更新です。内容に変更が無くても、年に1回更新して届け出ているか確認しておきましょう。

 平成24年度「月平均所定労働時間数」を算出しましょう。

日給月給や年俸社員の割増賃金を計算する際、「1ヶ月あたりの平均所定労働時間」の算出が必要です。4月からは新しい平均所定労働時間数で給与計算を行います。

（※1年間の起算日は4月ではない場合もございます。会社によって異なりますので、確認して下さい。）

《平均所定労働時間の算出方法》

① 1年間の労働日数を求めます。

1年間の労働日数 = 1年間の暦日数365日 - 1年間の休日合計日数

② 1年間の所定労働時間数を求めます。

1年間の所定労働時間数 = 1年間の労働日数 × 1日の所定労働時間数

③ 月平均所定労働時間を算出します。

1ヶ月あたりの平均所定労働時間数 = 1年間の所定労働時間数 ÷ 12

 就業規則の「育児介護休業規程」を確認しましょう。

平成21年に改正された育児介護休業法のうち、100人以下企業に対して猶予されていた制度が平成24年7月1日より施行されます。以下の内容が就業規則に明記されているかどうか、今のうちに確認しておきましょう。

1. 短時間勤務制度

3歳未満の子を養育する労働者が希望した場合は、1日6時間以下の短時間勤務制度を設けなければなりません。

2. 所定外労働の制限

3歳未満の子を養育する労働者が請求したときは、所定労働時間を超えて働かせてはいけません。

3. 介護休暇

要介護状態の世話をを行う社員に対し、対象家族1人につき5日休暇を取得できる制度を取り入れましょう。